

令和元年6月15日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03171

研究課題名(和文) 刑事証拠開示制度論の包括的再検討

研究課題名(英文) Rethinking Discovery in Criminal Cases

研究代表者

酒巻 匡 (SAKAMAKI, tadashi)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：50143350

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、現行刑事訴訟法の施行以来、長年にわたり刑事手続法学及び刑事裁判実務における重要課題のひとつであった「証拠開示」について、代表者自身の基礎研究・刑事訴訟における証拠開示(1988)をも含め、現在までに示された理論的・実務的研究、代表者自身が立案に関与した改正法律の設計思想とその運用状況、及び英米独仏の比較法的素材についての包括的かつ批判的な再検討を行ったものである。再考察の結果、現在の日本刑事訴訟手続の基本構造(当事者追行主義)に根本的変更を加えない限り、現行法の段階的証拠開示制度が適切であり、事前全面開示は理論的にも制度論的にも妥当でないとの結論に至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

代表者の基礎研究以降現在までの30年間に刊行された日本及び諸外国の研究について、包括的な読解・分析を遂げた結果、決定的に重要な新しい画期的な新知見は存しないことを確認できた。この結果、代表者のかつて設計構築した理論枠組の微調整的洗練という方向性について、一層確固たる学術的基盤を獲得することができた。これは、今後刑事実務において生じうる断片的・非体系的議論に対する学術的・理論的批判の基礎となる。なお、比較法研究の副産物として、フランスの警察捜査における収集証拠の保安全管理と開示における電子化の状況を知ることができた。これは、今後の刑事証拠記録の電子的管理問題研究の契機となる成果である。

研究成果の概要(英文)：The purpose of the research is comprehensive and critical analysis on the former academic and practical research materials on Discovery System in Criminal Cases. These theoretical and legal materials includes my own former academic publication, and foreign materials (U.S., England, France, Germany) for comparative view. The result of research and rethinking on the issue: There would be no need to make comprehensive changes on the present system of discovery of evidence in criminal procedure, if not drastically changing over the basic way of Japanese criminal trial procedure(adversary trial system). Comprehensive disclosure of all prosecution evidence to defense at pretrial stage should not be accepted under adversary system of criminal procedure.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟 証拠開示 公判前整理手続 当事者追行主義訴訟 争点整理

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究課題申請時においては、日本刑事訴訟手続において相当程度に完備された証拠開示制度が設計導入されていたものの、刑事弁護実務家や研究者の一部からは、これがなお不完全・不十分であるとの根強い批判的見解が示されていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、刑事証拠開示制度の設計の在り方について、従前の理論、導入された現行法制度の運用状況、訴訟関係者の問題意識と比較法制度を踏まえて包括的検討を加え、現行制度に改善変更を要する事項の析出と、改善の方向につき具体的提言を行い、刑事司法制度の健全な作動・運用に一層資する証拠開示制度論を再構築しようとするものであった。研究代表者は、約 25 年前に刑事証拠開示の具体的制度論を提唱した。その基本的方向性と具体的立法論の一部は、近年の刑事司法制度改革に際して、わが国の公判前整理手続と証拠開示制度の刑事訴訟法への導入という形で結実したが、現在なお、法制度の妥当性や作動過程に対しては、前記批判や疑問も呈されていた。本研究は、これらの批判的議論や実務技術的運用上の問題点のみならず、自らの過去の研究成果と基本的理論枠組をも再検討・批判の対象としつつ、より良い制度論の可能性について、包括的検討を試みたものである。

3. 研究の方法

研究は、以下の手法を同時に進行させることで実行した。

(1)比較法的素材及び日本の研究資料の包括的読解 比較法的素材の網羅的収集とその読解・分析に重点を置くと共に、申請者の著作刊行(1988 年)以降、現在に至るまでに公刊された邦語関連文献の再読と批判的評価を行った。比較法制度については、とくに、わが国の現行法制度の全体設計のモデルとされた近時のイギリス法の発展状況を、基本的文献とそこに現れた関連資料・法令の収集と網羅的読解に基づき明らかにすることを中心とした。併せて、近時の日本の研究者の仕事においては断片的にしか扱われず、正確な紹介が存在しない、最新のアメリカ合衆国及びカナダの公判前手続と証拠開示制度の全体的状況について、基本的文献と法令の内容等を調査し、その状況を把握することを試みた。また、比較法的視野を拡大して、当事者追行主義訴訟を採用していないヨーロッパ大陸法圏諸国(とくに先進的なドイツ・フランス)の証拠・資料収集、その管理・保管システム、訴訟関係人へのその伝達の範囲・時機について、職権主義的審理構造のもとでの法的必要性とその確保の在り方を観察し、理論的・比較法制度論的考察の素材を得ることを試みた。もっとも、初年度の比較法研究の重点は、前記アングロ=アメリカ法圏の資料読解に重点を置いた。なお、後年度には、フランスについて訪問面談調査も実施した。

(2)先般、法制審議会答申を経て、国会に提出された現行証拠開示法制度の一部改正法案について、その基礎となった法制審議会における審議経過とそこで交換された法的議論について、網羅的に分析・整理した。申請者は 審議会の委員であったため、関係資料は入手済みであり、また議論の状況は詳細に承知しているが、客観性を担保し、また法曹関係者の視点からの意見・批判・将来の運用可能性を把握するため、最高裁判所事務総局刑事局、法務省刑事局等の立案関係者と面談・意見交換を行った。

4. 研究成果

具体的な研究成果は、下記のとおりである。

(1)現在までの邦語研究文献の包括的・網羅的読解の結果、従前の諸議論・理論枠組・実務技術的要請のいずれについても、これに対して、全く新たな視覚や画期的転回を示す作品は、遺憾ながら認めることができなかった。また、このうち、比較法的素材を扱い、その紹介や分析を行った研究の内容は、その多くが、断片的知見を扱うものであったり、対象国の刑事司法制度及び運用の全体との関係での法的事象の位置づけに問題点がある等、不正確ないし不完全なものが認められた。

(2)1990年初頭以降現在に至るまでの比較法的素材（主としてアメリカ合衆国及び連合王国）の読解・解析の結果、特定刑事事件分野（例えば法人経済犯罪等）について、新たな公判準備手続の導入等の進展が認められるものの、証拠開示と公判前準備手続の具体的設計やその基本構想とこれを裏付ける理論的枠組や法政策的基礎については、ほとんど変化がなく、わが国の母法たる当事者追行主義訴訟構造の元での、段階的証拠開示制度、ないし、類型証拠事前開示制度が確固として確立していることが確認された。

(3)以上のことから、研究代表者のかつて構想した基本的理論枠組に根本的修正・変更を加える喫緊の必要性はないと結論したものの、被告人側防御準備に一層資する微調整的制度の改善方策や、公判前整理手続を実施しない手続における証拠開示の在り方等、実務技術的ないし実践的ないくつかの課題について、いまだ具体的な結論は留保しているのが現状である。

(4)研究実施期間中も、断片的に、現行制度の不備や不十分を指摘し、結論としていわゆる事前全面開示論を提唱する議論は存したが、研究代表者は、これに対する学術的・理論的批判を既に繰り返し示していることから、今後もあらためて取り上げ議論するかは留保している。もっとも、本研究において、既存の学術的関連著作物はほぼ網羅的に読解・検討しているので、機会あればこれらの成果と最新の比較法的知見も盛り込んだ上、再度、事前全面開示論に対する包括的批判と、より建設的な運用論に係る論説を準備刊行することを検討中である。

(5)前記のとおり、研究期間中に実施したフランスにおける訪問面談調査の結果、次の点が確認できたと共に、あらたな研究課題に接続発展可能な重要事項について研究の端緒を得ることができた。

フランスにおいては、典型的な職権主義的刑事訴訟が行われており、捜査段階で収集・保全された事件に関連する全証拠資料が、重罪事件においては、予審判事を経て公判を担当する裁判所の裁判長に送付されると共に、担当弁護人に対しても、公判開始前に全面的に開示されるという運用が確立しているとされていた。訪問調査においては、重罪事件を担当する予審判事であり、また軽罪事件の裁判実務をも担当経験のある裁判官、並びに、重罪事件予審判事付きの証拠管理担当専従書記官から、実務の実情について詳細な運用に関する説明を受け、現実の訴訟記録や捜査記録の一部を閲覧することができた。このような面談調査の結果、重罪事件については、警察の収集保全した全証拠は、例外なく、予審判事の下に送付され、専従の証拠管理担当書記官によって厳重に管理されている上、それが、弁護人に漏れなく開示される手続制度が構築されていることが具体的に確認できた。また、従来わが国にはほとんど紹介のなかった軽罪事件の警察捜査過程で収集される定型的な捜査記録と証拠については、これを電子化して保安全管理する運用技術が進展しており、電子化の結果、事後の保安全管理にも効率的かつ漏れのない運用が実現されつつあることを確認した。この電子化による証拠管理は、今後わが国の警察捜査における収集証拠やその標目の検察官への送致、弁護人に対する検察官保管証拠標目の交付等の手続の運用にとっても、また、広く刑事手続関係書類等の電子化の可能性といった新たな実務技術的事項を将来的な課題として研究する端緒ともなり得る成果といえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

酒巻匡「刑事手続立法とその運用 - 裁判員制度、証拠開示制度、取調べ録音録画制度を素材として - 」判例秘書ジャーナル、2019 年(電子ジャーナル、6 月中公開予定) 査読無し

酒巻匡「裁判員制度と刑事司法の将来」法の支配 177 号 42-51 頁、2015 年 査読有

〔学会発表〕(計 2 件)

酒巻匡「裁判員裁判の目指すもの」最高裁判所司法研修所平成 28 年度刑事実務研究会招待講演、2016 年 4 月 14 日司法研修所

6. 研究組織

本研究は、研究代表者単独で実施した。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。